

事務連絡
令和 3 年 4 月 8 日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化について（依頼）

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号。以下「基本法」という。）に基づき、平成 17 年 12 月に犯罪被害者等基本計画（平成 17 年 12 月 27 日閣議決定。以下「第 1 次基本計画」という。）平成 23 年 3 月に第 2 次犯罪被害者等基本計画（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定。以下「第 2 次基本計画」という。）平成 28 年 4 月に第 3 次犯罪被害者等基本計画（平成 28 年 4 月 1 日閣議決定。以下「第 3 次基本計画」という。）がそれぞれ策定され、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けて、犯罪被害者等施策が推進されてきたところです。

今般、第 3 次基本計画の計画期間の終了に伴い、第 4 次犯罪被害者等基本計画（令和 3 年 3 月 30 日閣議決定。以下「第 4 次基本計画」という。）が策定されました（計画期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年度末までの 5 か年）。

第 4 次基本計画においても、第 1 次基本計画、第 2 次基本計画及び第 3 次基本計画と同様に 5 つの重点課題が掲げられており、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の体制強化に係る施策は、重点課題のうち、「第 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組」に位置づけられています。

一方、基本法において、地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています。

については、貴職におかれては、この内容を御了知いただくとともに、下記の施策に御協力をお願いします。

記

1 ワンストップ支援センターの開設等に協力可能な医療機関の情報収集等について

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」（平成 24 年 3 月 内閣府犯罪被害者等施策推進室）によると、ワンストップ支援センターの核

となる機能は、支援のコーディネート・相談と産婦人科医療（救急医療・継続的な医療・証拠採取等）とされており、病院拠点型、相談センター拠点型、相談センターを中心とした連携型のいずれの形態を採るにしても、産婦人科を有する病院を確保することが必要とされています。

今後、犯罪被害者支援団体等から厚生労働省へ、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、第4次基本計画に基づき、当該団体等が所在する都道府県等へ照会させていただきますので、日頃から協力が可能な医療機関の情報を収集いただくとともに、照会時には厚生労働省へ提供をお願いいたします。

また、犯罪被害者支援団体等から都道府県等へ直接相談があった場合には、当該団体等へ直接に、同様の情報提供をしていただくなど、医療機関と当該団体等との連携・協力の促進に御協力をいただくとともに、貴管下の医療機関から関係機関（警察、婦人相談所等）との連携・協力に関する相談があった場合には、貴自治体内の関係部局と連携の上、適切な窓口を御紹介いただくなどの御対応をお願いいたします。

2 医療機能情報提供制度の報告事項について

医療機能情報提供制度は、患者の適切な医療機関の選択に資するため、医療機関に都道府県知事への医療機能の報告を義務づけるとともに、報告を受けた都道府県知事に対し、その情報を住民に提供することを求めています。

平成28年3月31日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡「医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項の一部改正について」にてお知らせしているとおり、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部改正に伴い、平成28年3月31日より、ワンストップ支援センターの設置の有無について、当該制度の報告事項となっておりますので、本制度を活用した住民への情報提供を引き続きよろしくをお願いいたします。

(参考)

第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日閣議決定)(抄)

重点課題に係る具体的施策

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(基本法第14条関係)

(20) ワンストップ支援センターの体制強化

ウ 厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師をはじめとする医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。

エ 厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実に図るとともに、同制度によりワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができる旨を周知する。

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)

(39) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関等における情報提供等の充実

ア 厚生労働省において、医療機関と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力の充実・強化や、医療機関における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供の適切な実施を促進する。

担当：

(協力可能な医療機関の情報収集等のお問合せ)

厚生労働省医政局総務課 西井

(医療機能情報提供制度のお問合せ)

厚生労働省医政局総務課 藤井

03-3595-2189(直通)